

## 「三重県外郭団体等改革方針（案）」（県土整備部関係分）について

### 団体別見直し方針

#### （公財）三重県建設技術センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】	【見直しの方向】
—  「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく県内唯一の「発注者支援機関」として、県や市町を補完する機能を強化するとともに、建築確認検査等は、民間と競合しない範囲において、県民へのユニバーサル・サービスの提供という観点で取り組む。	③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し  平成 27 年度末までに職員派遣を廃止する。  県職員の役員等就任について削減を行う。

#### 三重県土地開発公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】	【見直しの方向】
—  専門機関としての公社の機能と能力を高めていくとともに、計画的な人材の育成と、より一層効率的な用地取得体制の構築に取り組む。	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し  「公共用地等先行取得資金貸付金」について、従来の 41 億円を平成 24 年度から 20 億円に減額したところであるが、平成 25 年度以降も資金需要に応じて見直しを行う。  平成 27 年度末までに公社専任の職員派遣を廃止する。  県住宅供給公社の清算が平成 26 年度末終了予定であり、業務が減少することから、平成 27 年度末までに 3 公社兼務の職員派遣を廃止する。  県職員の役員等就任について削減を行う。

## 三重県道路公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p><b>【見直しの方向】</b> —</p> <p>引き続き、平成 25 年度に供用開始を予定している第二伊勢道路を活用し、利用者に伊勢二見鳥羽有料道路の利便性を P R するとともに、管理コストの縮減を進め、少しでも有料道路事業の終了時期が早まるように取り組む。</p>	<p><b>【見直しの方向】</b> ③ア 職員派遣の見直し</p> <p>県住宅供給公社の清算が平成 26 年度末終了予定であり、業務が減少することから、平成 27 年度末までに 3 公社兼務の職員派遣を廃止する。</p>

## 三重県住宅供給公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p><b>【見直しの方向】</b> —</p> <p>団体を解散し、清算中であることから、計画どおり平成 26 年度末までに清算業務を終了し、団体の廃止を目指して取り組む。</p>	<p><b>【見直しの方向】</b> ③ア 職員派遣の見直し</p> <p>団体の廃止に伴い 3 公社兼務の職員派遣を廃止する。</p>

## (財) 三重県下水道公社

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p><b>【見直しの方向】</b> —</p> <p>流入水量が増加する中、処理コストの削減を行うなど効率的な運営を実施するとともに、下水道の普及啓発、技術者の育成に取り組む。</p>	<p><b>【見直しの方向】</b> ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し</p> <p>職員派遣について、年次計画を立てて廃止する。</p> <p>県職員の役員等就任について見直しを行う。</p>

# 公共工事における総合評価方式の見直しについて

## 1 総合評価方式の現状

総合評価方式は、価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができる制度であり、三重県では平成19年度から総合評価方式の試行導入に取り組み、年間300件程度の建設工事に適用してきました。

この試行の結果、工事の品質確保はもとより、地域貢献や社会貢献活動に取り組む企業の増加や、平成23年度からの「施工体制確認型総合評価方式」による低入札での契約の大幅な減少など、一定の効果が出てきています。

一方、試行に取り組んできた中で、事務手続きにかかる受発注者双方の負担が増大しているほか、評価項目や評価基準の改善及び技術提案やヒアリングの審査・評価について公正性・透明性の向上を求める意見があります。

国土交通省においては、入札参加者と発注者の負担軽減や品質確保という制度の基本理念に立ち返るとの趣旨から、総合評価方式を大幅に簡素化することを主とした改善の方針を立て、平成24年度に一部工事で試行するとともに平成25年度から本格導入するとしています。

## 2 総合評価方式における課題と検討の方向

### (1) 事務手続きの簡素化

総合評価方式では、入札参加者に技術提案を求め、審査・評価を行うことにより、落札者を選定しています。しかし、このことにより、契約までに必要となる期間も長くなるほか、受注者にとって技術提案の検討や資料の作成、ヒアリングへの出席などにかかる事務負担が大きくなっています。また発注者にとっても、技術提案の審査などに要する事務が負担となっており、受発注者双方にとって総合評価方式にかかる事務の簡素化が課題となっています。

本県ではこれまでに、事務の簡素化を進めるため、技術提案等を原則として省略し評価を簡素化したタイプである「簡易型Ⅰ」を導入しています。

また、技術提案を求めるタイプである「簡易型」に関しては、技術提案の項目を1テーマにつき最大5項目までとし、工事の特性と、発注者が重要と考える観点を具体的に明示することで、提案の範囲や提案項目数が過度なものにならないように改善し、入札参加者の負担軽減等を図ってきたところです。

今後も引き続き、事務負担等の軽減を図るため、より簡素化したタイプの検討や適用範囲の見直しなど、事務の簡素化に向け検討を進めます。

### (2) 評価項目、評価基準の見直し

総合評価方式では、評価項目として、企業要件において、地域貢献度、社会貢献度を設けています。しかし、入札参加者からは、これらの評価項目の中で、

- ・「男女共同参画活動実績」や「障がい者雇用実績」などの評価項目は、工事の品質確保に直接結びつかない
- ・「ISO認証取得」などの評価項目は、経費を要し、経営の負担となっている
- ・「雪氷対策元請実績」や「小規模業務委託元請実績」の評価項目は、企業が業務として受注し対価を得ているものであり、その上に受注企業に対し加点すること、また、くじ引きで落札者が決まることが少なくない中、受注企業のみ評価するのは不公平である

などの意見があり、課題となっています。

本県では、建設企業の社会貢献を促し、建設産業のイメージアップを図るとともに地域に貢献する建設企業を育成する観点や、地域の安全・安心を確保する地域防災の観点から、地域貢献度や社会貢献度などを評価していくことは重要と考えています。

こうしたことから、入札参加者の過度な負担とならないよう配慮しながら、地域貢献や社会貢献に取り組む企業を適正に評価していくことができるよう、評価項目と目的の適合度や、各企業の取組状況の検証等を行い、評価項目や評価基準の見直しに向け検討を進めます。

### (3) 審査、評価の公正性・透明性の向上

入札参加者からは、技術提案やヒアリングの審査・評価の過程や結果がわかりにくいという意見があり、課題となっています。

このため、平成22年度から、落札決定後に三重県入札情報サービスで入札参加者の評価項目ごとの加算点を公表することで透明性の確保を図りました。

また、平成23年度から、技術力要件で求める技術提案については、最大5項目とし、それぞれの提案項目ごとに「加点対象として評価する」、「加点対象として評価しない」、「否採用」の評価を行い、落札決定後、入札参加者の申請に応じ自社分の採用結果を情報提供していますが、入札参加者からは、さらなる透明性を求める意見があります。

今後も、前述の「事務手続きの簡素化」や「評価項目、評価基準の見直し」に取り組む中、技術提案やヒアリングの評価方法等に関する意見を聞きながら、さらなる審査、評価の公正性・透明性の向上に向け検討を進めます。

## 3 今後の方針

総合評価方式の見直しについては、国土交通省や他県における取組状況を注視しつつ、受注者側・発注者側の意見や学識経験者等からの意見を十分に聞きながら、各課題に対する改善案を検討、立案します。

また、この改善案に基づき、平成25年度には試行の実施、試行状況の検証を行うことにより、制度の改善と適切な運用に取り組んでまいります。

平成24年度～25年度上半期 改善に向けた検討・立案

平成25年度下半期 改善案を適用した試行の実施・検証

表一

## 簡易型総合評価方式 評価項目一覧【土木一式工事】

大項目		中項目	小項目	加算点		
				区分	小項目配点	項目配点
評 価 項 目	地域要件	本店等所在地	管内業者等	10	10	10
	企業要件	地域貢献度	雪氷対策元請実績	5,0	5	70
			小規模業務委託元請実績	5,0	5	
			公共施設美化活動実績	3,0	3	
		社会貢献度	災害協定の評価	3,1,0	3	
			手持ち工事量 契約中の公共工事と1級技術者の数の比率	10 ~ 0	10	
			工事成績 格付けに係る平均工事成績	20 ~ 0	20	
			安全衛生管理 労働安全衛生マネジメントシステムの認証	5,0	5	
		ISO認証取得 等	次世代育成支援活動実績	3,0	3	
			男女共同参画活動実績	3,2,0	3	
			障がい者雇用実績	3,0	3	
			県内企業による施工	5,0	5	
技術力要件	ISO認証取得 等	ISO9000S、ISO14001、M-EMS の有無	5,3,2,1,0	5		
	配置予定技術者の工事実績	配置予定技術者の主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事実績	20,10,0	20	20	
	技術提案 (特記課題)	発注者が指定するテーマへの、施工上留意すべき課題と対策	60 ~ 0 (最大12点 /項目 × 最大5項目)	60		100
ヒアリング 業務への取組姿勢及び応答性					40 ~ 0	40
加算点満点						200

## 簡易型総合評価方式 審査集計表

表-2

## 総合評価方式 (除算方式) 審査集計表

工事名:

二級水系○○川水系△△川国補通常砂防(2号堰堤)工事

	株式会社 ○▼×建設	××建設株式 会社	●●土木株式 会社	有限会社 ●●●建設	株式会社×● 組	×●▼建設 株式会社
応札額	90,000,000	93,000,000	82,500,000	83,500,000	83,000,000	88,000,000
順位	5位	6位	1位	3位	2位	4位
地域要件 本店・支店・営業所等所在地	10	0	0	10	10	10
企業要件 雪氷対策	5	0	0	5	5	5
企業要件 小規模業務委託	5	0	0	5	5	5
企業要件 公共施設美化活動	3	0	0	3	3	3
企業要件 災害協定	3	1	1	3	3	3
企業要件 手持ち工事量	5	6	10	7	6	9
企業要件 工事成績	6	13	8	9	12	14
企業要件 安全衛生管理	5	5	5	0	5	5
企業要件 次世代育成	3	3	3	3	3	3
企業要件 男女共同参画	2	0	0	0	3	0
企業要件 障がい者雇用	0	0	3	0	3	3
企業要件 県内企業による施工	5	5	5	5	5	5
企業要件 ISO認証取得	5	5	5	2	5	5
技術者要件 工事実績	20	20	20	10	20	20
小計	77	58	60	62	88	90
順位	3位	6位	5位	4位	2位	1位
技術力要件 特記課題	27	45	27	24	33	45
技術力要件 -	—	—	—	—	—	—
技術力要件 -	—	—	—	—	—	—
技術力要件 ヒアリング	20	32	28	22	28	30
技術力要件 -	—	—	—	—	—	—
減点	0	0	0	0	0	0
小計	47	77	55	46	61	76
順位	5位	1位	4位	6位	3位	2位
加算点 合計	124	135	115	108	149	165
順位	4位	3位	5位	6位	2位	1位
標準点	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
標準点+加算点	1,124	1,135	1,115	1,108	1,149	1,165
評価値(×1,000,000)	12,488.88	12,204.30	13,515.15	13,269.46	13,843.37	13,238.63
順位	5位	6位	2位	3位	1位	4位

参考

### 簡易綜合評価方式評価項目一覽(例)【主木二式工事】除算方式

本件工事において技術説明又は施工体 制認 資 料に記載の内容について、不履行が あつた場合は、不履行工事件数に応じて減点します。  
また、本件工事完成年度に複数の工事で経営IVの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。  
なお、貴社が特定IV工事で経営IVの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。

**案内】** 下記アドレスにおいて、評価項目添付資料についての参考資料を掲載しておりますので参考にしてください。

29 ~ 30

## 第24回全国「みどりの愛護」のつどい

**1 趣 旨** わが国の貴重な緑を守り育て親しむとともに、その恩恵に感謝し豊かな心を育むことを願って、全国の緑の関係者（※）が一堂に会し、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進していくことを目的として開催するものです。

※緑の関係者：公園緑地の愛護団体、河川や道路等の愛護活動を通じ緑の保護育成を行っている団体、地域の緑化・緑の保全団体等

**2 開 催 日** 平成25年5月18日（土）

**3 会 場** 熊野灘臨海公園城ノ浜地区（三重県北牟婁郡紀北町）

**4 行事内容**

・式典

　　あいさつ（国土交通大臣、三重県知事、紀北町長）

　　「みどりの愛護」活動事例紹介

　　第24回「みどりの愛護」功労者 国土交通大臣表彰

　　第24回全国「みどりの愛護」のつどい記念三重県都市緑化功労者知事表彰  
誓いの言葉

　　登壇者：国土交通大臣、国土交通事務次官

　　三重県知事、三重県議会議長

　　紀北町長、紀北町議会議長

　　第24回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会会長（日本公園緑地協会会长）

・記念植樹

　　植樹者：登壇者、受賞団体代表者等

**5 行事参加者** 約800名（予定）

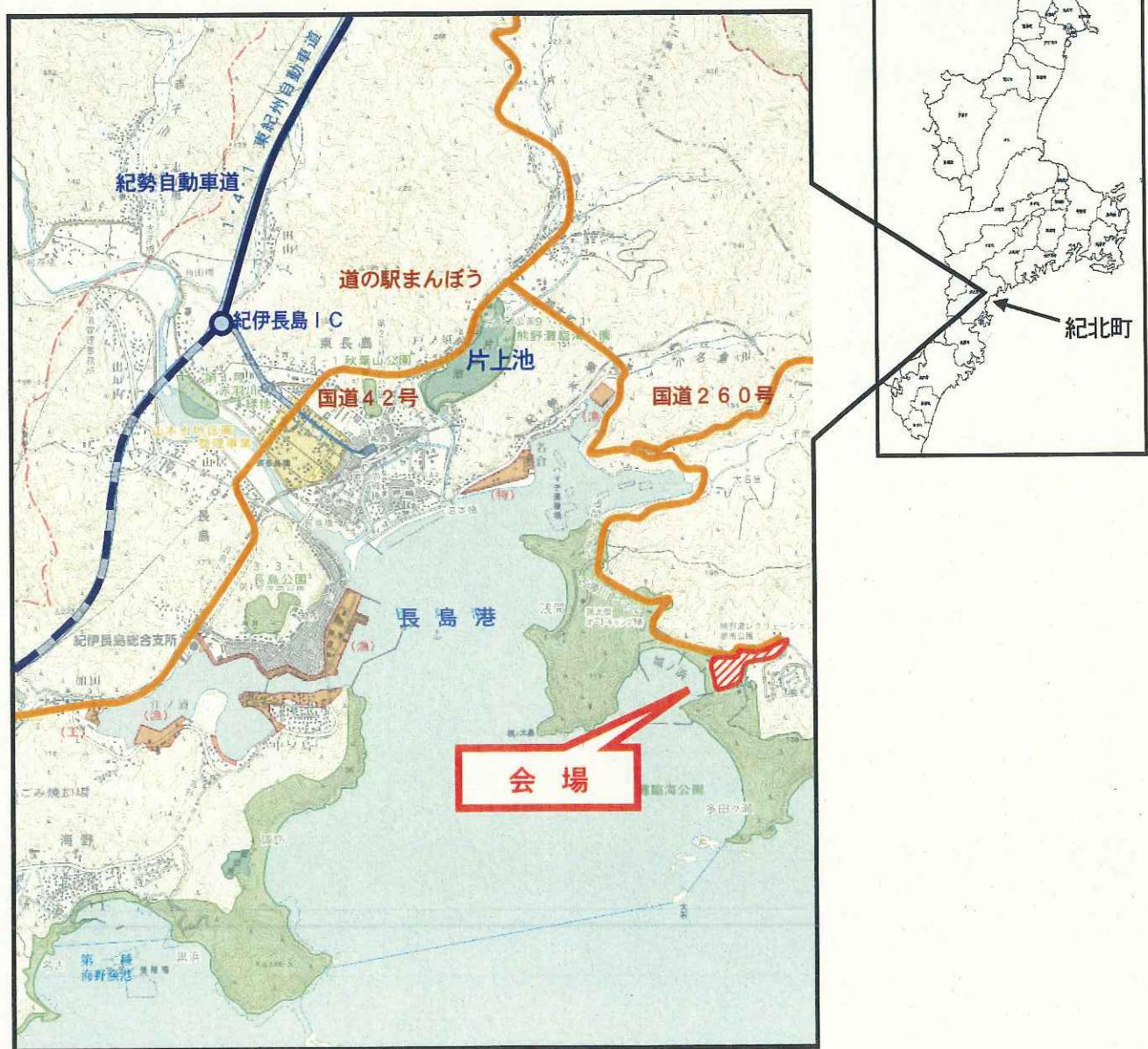
　　全国のみどりの愛護団体関係者、緑化関係団体関係者、関係機関職員等

**6 主 催** 第24回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会  
(国土交通省、三重県、紀北町)

●第23回全国「みどりの愛護」のつどいの様子（平成24年度：秋田県）



●会場位置図



審議会等の審議状況（平成24年11月20日～平成25年2月26日）

(県土整備部)

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成25年2月12日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 委員 大森 達也 他6名
4 諮問事項	三重県公共事業評価結果における対応方針について
5 調査審議結果	平成24年度に開催された委員会における再評価及び事後評価の結果に対して、今後の対応方針を報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県港湾審議会
2 開催年月日	平成25年2月8日
3 委員	会長 新井 洋一 委員 東 恵子 他13名
4 諮問事項	臨港地区の未指定地区の処理方針について
5 調査審議結果	地方港湾の都市計画区域外に係るものについては、審議会への報告事項とすることが了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会
2 開催年月日	平成25年2月14日
3 委員	会長 浅野 聰 委員 関 俊一 他8名
4 諮問事項	<p>1 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定 (一般国道167号:伊勢市、鳥羽市)</p> <p>2 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定 (県道伊勢松阪線(都市計画道路秋葉山高向線):伊勢市)</p> <p>3 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定 (県道大湊宮町停車場線:伊勢市)</p> <p>4 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定 (県道名張曾爾線:名張市)</p> <p>5 三重県屋外広告物条例第8条第1項の規定による屋外広告物沿道景観地区の指定及び第8条の2第1項の規定による広告物景観地区方針及び広告物景観地区掲出基準について (伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区)</p>
5 調査審議結果	上記について了承された。
6 備考	